

「取引所為替証拠金取引に関する約款」の一部改正について

下線部変更
(平成25年3月11日)

現 行	変 更 後
第1条～第3条 (省 略)	第1条～第3条 (現行通り)
第4条 (定 義) (省 略)	第4条 (定 義) (現行通り)
2～30 (省 略)	2～30 (現行通り)
(新 設)	31 <u>本取引における「一括注文」とは、同一通貨ペアの複数建玉をまとめて決済する注文です。</u>
(新 設)	32 <u>本取引における「全決済注文」とは、保有している全ての建玉をまとめて成行決済する注文です。発注するとそれまでに出していた未約定の注文は取り消されます。</u>
第5条～第25条 (省 略)	第5条～第25条 (現行通り)
第26条 (免責事項)	第26条 (免責事項)
(省 略)	(現行通り)
(1)～(12) (省 略)	(1)～(12) (現行通り)
(新 設)	<u>(13) お客様が発注した注文または第18条第2項のロスカット注文が、取引所の流動性不足や注文数の増加などにより、約定までに時間がかかったために損害が生じた場合。</u>
(13) その他当社の責めに帰すことができない事由により損害が発生した場合。	(14) その他当社の責めに帰すことができない事由により損害が生じた場合。
(以下省略)	(以下現行通り)
附則	附則
本規定は、 <u>平成24年10月1日</u> より施行する。	本規定は、 <u>平成25年3月11日</u> より施行する。